

奈井江町障がい者福祉計画

第 5 期計画

(令和 6 年度 ～ 令和 8 年度)

障がい者基本計画：第 6 期計画

障がい福祉計画：第 7 期計画

障がい児福祉計画：第 3 期計画

日本一の直線道路のまち

奈井江町



目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	計画の策定体制と経過等・・・・・・・・	4

第2章 障がいの状況

1	奈井江町の人口推移・・・・・・・・	5
2	障がいのある人の状況・・・・・・・・	7

第3章 障がい者基本計画

第1節	基本理念・・・・・・・・	10
第2節	基本目標・・・・・・・・	11
第3節	施策の推進	
1	平等と人権尊重・・・・・・・・	12
2	理解と権利擁護・・・・・・・・	13
3	協働と共生・・・・・・・・	15
4	自立と参加・・・・・・・・	21

第4章 障がい福祉計画

第1節 計画の基本的事項

1	計画策定の趣旨と目的・・・・・・・・	26
2	計画の位置付けと法的根拠・・・・・・・・	27

第2節	障がいサービス提供体制の現状と実績	
1	計画の達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・	28
2	主なサービス提供基盤の整備状況・・・・・・・・	33
第3節	第7期計画推進のための基本的事項	
1	計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	35
2	計画推進の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	35
3	令和8年度の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・	37
第4節	サービスの見込量	
1	指定障がい福祉サービスと指定相談支援のサービス量の見込み	38
2	地域生活支援事業のサービス量の見込み・・・・・・・・	42
第5節	サービス見込量の確保の方策	
1	指定障がい福祉サービスと指定相談支援のサービス見込量の確保	43
2	地域生活支援事業のサービス見込量の確保・・・・・・・・	44
第6節	計画の推進	
1	理解と協働による計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	45
2	計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・	45
資料		
1	奈井江町障がい者地域自立支援協議会設置要綱・・・・・・・・	46
2	用語説明（アイウエオ順）・・・・・・・・・・・・・・・・	48

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

奈井江町では、平成17年4月「奈井江町まちづくり自治基本条例」を施行し、住民主体の自治の実現を目指しながら、これに連動する「第5期まちづくり計画」をスタートさせました。

平成18年4月1日に施行された障がい者自立支援法（現 障がい者総合支援法）により、3年を1期とした「市町村障害福祉計画」の策定が義務づけられ、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として同年「奈井江町障がい福祉計画」を策定し、計画の推進に努めてきました。

また、平成21年度に「第5期まちづくり計画」のなかで「おもいやり明日へ」をテーマに、健やかで心ふれあうまちづくりを目指し施策を展開してきましたが、法制度の改正など、障がい者福祉情勢の大きな変化によりニーズが多様化したことから、「市町村障害福祉計画」と障害者基本法に基づく施策に関する「障害者基本計画」を一体化し、平成25年度に「奈井江町障がい者福祉計画」として策定しました。

あわせて、まちづくり自治基本条例のまちづくりの原則である「情報共有」「町民参加」「協働」「人権尊重」の考えのもと、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」を制定しました。

今回の計画策定は、障がいのある人もない人も、社会の一員としての自立心を高められるよう、町民と行政が一体となって住み慣れた「まち」で、生きがいのある生活をつくり上げていくための施策を中心に定めるものです。

また、必要に応じて、障害者総合支援法などの関係法令や「奈井江町まちづくり計画」「奈井江町地域福祉計画」と合わせ、これまでの基本的な考え方を継承しながら修正を行います。

2 計画策定の趣旨

「障害者総合支援法」の改正や「障害者虐待防止法」等の制定、障がいの重度化等により、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しており、同時に障がいのある人に対する意識は大きく変わりつつあります。

今後もノーマライゼーションの理念を基本に、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりについて考えながら、障がいのある人もない人も平等で、それぞれが地域において役割を担い、心を通じ合わせながら共に暮らすまちづくりを推進することが必要です。

障がい者福祉施策が大きな転換期を迎えているなか、社会情勢に合わせた各種施策の展開のほか、進捗状況の確認、ニーズの把握など、「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」の目的を達成するため、障がい者関連機関、保健、福祉、教育機関、地域住民代表等で構成される「奈井江町障がい者地域自立支援協議会」において検討しながら、「奈井江町障がい者福祉計画」を策定するものです。

3 計画の位置付け

(1) 本計画は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」の役割を併せ持ちます。

(2) 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）、障害者雇用促進法（昭和 35 年法律第 123 号）、障害者虐待防止法（平成 23 年法律第 79 号）、障害者差別解消法（平成 25 年法律第 65 号）などの関連法を踏まえて策定しています。

(3) 国、北海道で策定した関連計画や「奈井江町まちづくり計画」「奈井江町地域福祉計画」との整合性を図るとともに、保健福祉に関連する様々な計画との調整を図りながら推進します。

(4) 町が取り組むべき今後の障がい施策の基本方向を定めた計画であり、同時に、町民や関係機関、団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

(5) 「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」の目的を達成するための計画でもあります。

4 計画期間等

この計画は、令和5年度を計画年度として、令和8年度までを計画期間とします。

なお、計画期間の途中で、障がい者に関連する法律等の改正、障がい者におけるニーズの変化等により内容が大幅に変化した場合は、随時見直しを行います。

5 計画の策定体制と経過等

(1) 計画の策定体制

計画策定においては、「奈井江町障がい者地域自立支援協議会」を開催し、「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」の理念のもと、関係者の幅広い意見を反映させています。

(2) 経過

日 程	内 容
令和 5年 8月 1日	奈井江町障がい者地域自立支援協議会
令和 5年10月 3日	//
令和 6年 1月16日	//

第2章 障がいの状況

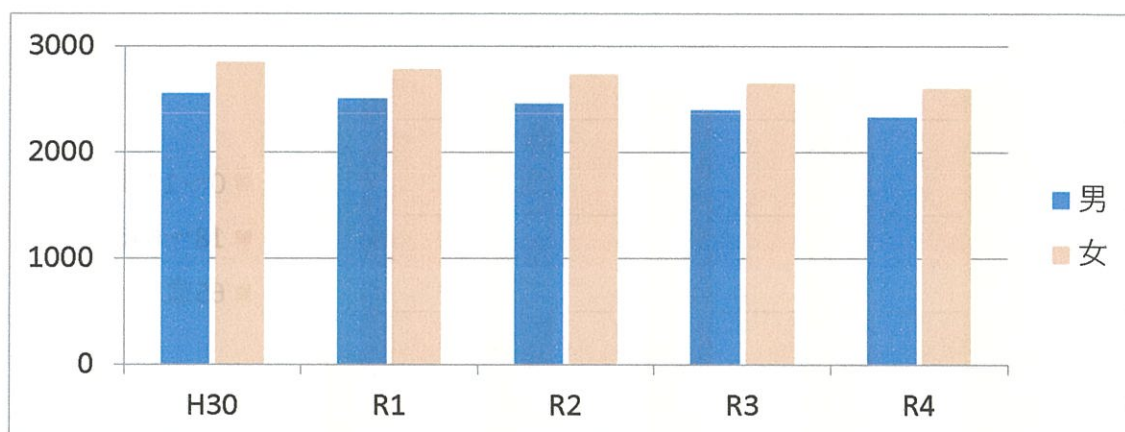
1 奈井江町の人口推移

① 総人口・男女別人口

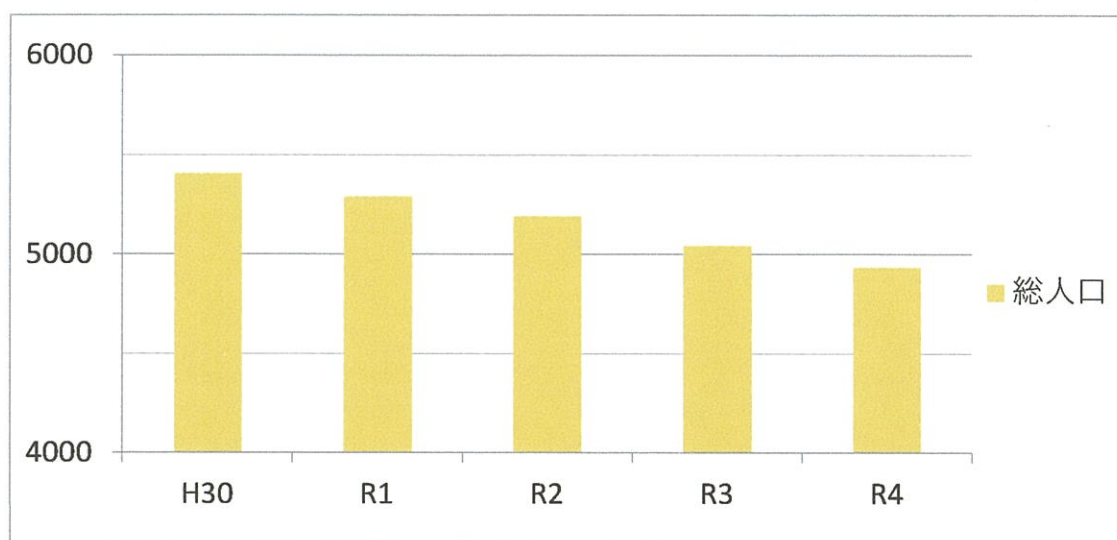
(各年度末現在・単位：人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男	2,555	2,509	2,457	2,395	2,331
女	2,852	2,781	2,734	2,650	2,602
計	5,407	5,290	5,191	5,045	4,933

男女別人口推移



総人口推移

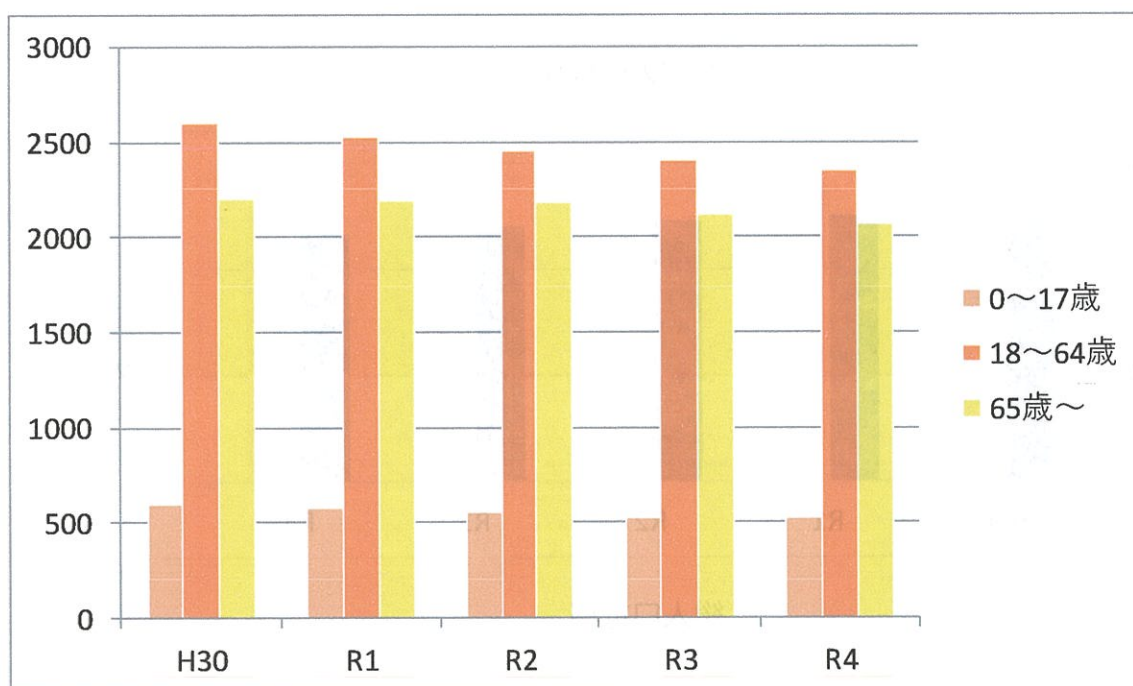


② 年齢別人口推移

(各年度末現在・単位：人、％)

年 齢	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17	602	575	555	527	523
18～64	2,603	2,526	2,452	2,402	2,348
65～	2,202	2,189	2,184	2,116	2,062
計	5,407	5,290	5,191	5,045	4,933
高齢化率	40.7	41.4	42.1	41.9	41.8

年齢別人口推移



2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がい

① 身体障がい者数の推移

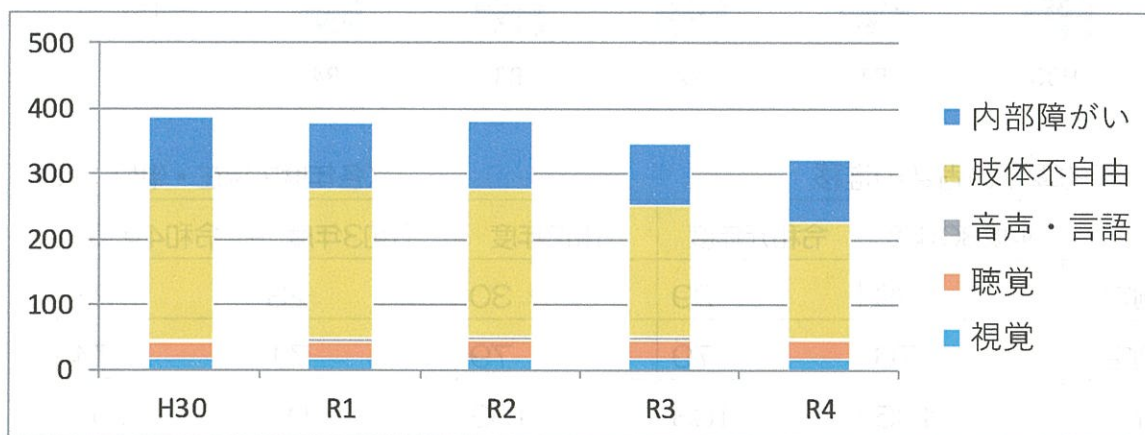
(各年度末現在・単位：人、%)

内 訳	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい者数	388	376	380	348	323
総人口割合	7.2	7.1	7.3	6.9	6.5

② 障がい別の推移

(各年度末現在・単位：人)

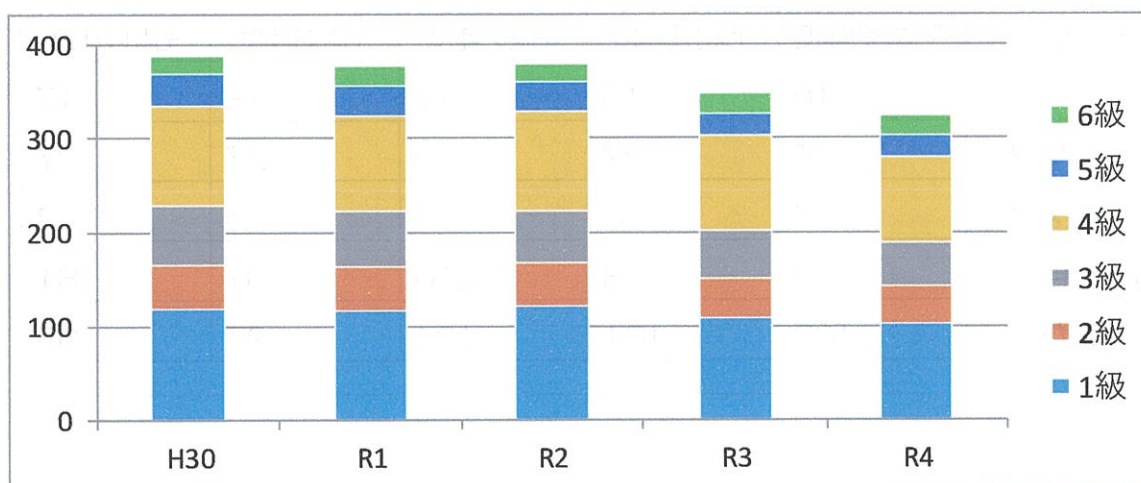
区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視 覚	16	16	17	18	17
聴 覚 ・ 平 衡	25	27	29	27	27
音声・言語等	5	4	4	5	3
肢 体 不 自 由	233	228	226	201	181
内 部 障 が い	109	101	104	97	95



③ 等級別の推移

(各年度末現在・単位：人)

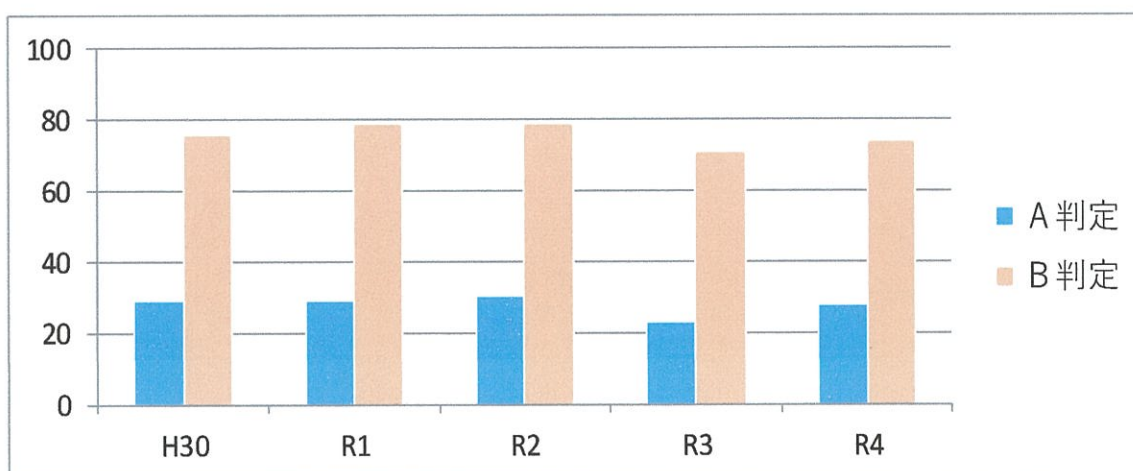
区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	118	117	120	108	101
2級	47	46	47	43	41
3級	63	59	56	51	46
4級	107	103	106	101	92
5級	33	31	30	24	22
6級	20	20	21	21	21



(2) 知的障がい者数の推移

(各年度末現在・単位：人)

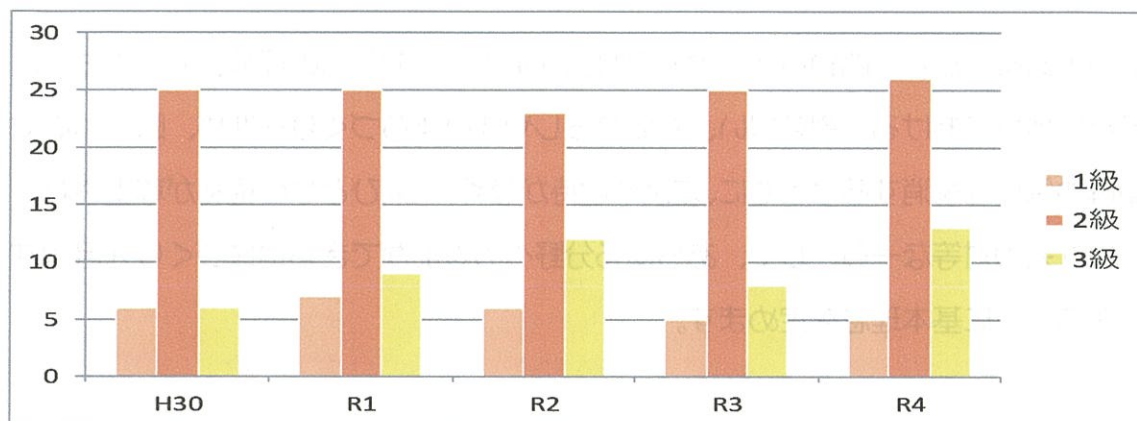
区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	29	29	30	23	28
B判定	76	79	79	71	74
計	105	108	109	94	102



(3) 精神障がい者数の推移

(各年度末現在・単位：人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	6	7	6	5	5
2 級	25	25	23	25	26
3 級	6	9	12	8	13
計	37	41	41	38	44



(4) 難病

難病は、平成25年の障害者総合支援法の施行により、障がい福祉サービスを利用できるようになりました。対象となる疾病については、令和元年7月に拡大されています。

(5) 発達障がい

発達障がいは、発達障害者支援法の施行から10年以上経過し、平成28年に法改正が行われ、支援の一層の充実が規定されました。症状は個々で異なることから、本人や家族、周囲の方が特性を理解しながら支援することが必要です。

(6) 高次脳機能障がい

「器質性精神障害」として、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療の申請対象となっており、手帳の有無に関わらず、障害者総合支援法に基づくサービスの対象になります。

障がいの特徴として、外観上わかりにくく、本人や家族も気づきづらいため、正確な人数を把握できないのが現状です。

第3章 障がい者基本計画

第1節 基本理念

本計画は、「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」の目的を達成するため、障がいのある人の自立した生活や地域社会活動等に参加できる環境づくりを進めるためのものです。

障がいのある、なしに関わらず、全ての町民が平等で、お互いの理解、協力のもと、それぞれが地域における役割を担い、共に暮らしやすいまちづくりを進め、障がいに対する誤解や偏見を解消するとともに、差別や虐待がなく、一人ひとりの権利が尊重され、共に地域社会の対等な一員として、あらゆる分野への参加ができる地域づくりを目指すため、次のように基本理念を定めます。

基本理念

障がいのある人もない人も住み慣れたまちで
共に安全で安心して暮らすまちづくり

第2節 基本目標

この計画の基本的方向を定めるため、次の目標を柱とします。

基本目標1 平等と人権尊重

障がいのある人もない人も、人として平等であり、お互いが等しく人権を尊重しあうことを基本とします。

基本目標2 理解と権利擁護

障がいのある人もない人も、障がいへの理解を深め、障がいを理由とした差別や虐待、権利利益を侵害する行為を認めない社会を目指します。

基本目標3 協働と共生

障がいのある人もない人も、それぞれの自主性を尊重し、対等なパートナーとして役割を果たし、お互いに理解を深め、共に暮らすまちづくりを目指します。

基本目標4 自立と参加

障がいのある人が、主体性や自主性をもって地域で生活したり、あらゆる分野の活動に参加するためのサポートを受けられる社会を目指します。

1 平等と人権尊重

(1) 平等と人権尊重の取り組み

町民がお互いに人格と個性を尊重し、支え合うことは、「福祉のまちづくり」を進めるうえで、とても重要なことです。

「奈井江町まちづくり自治基本条例」や「奈井江町子どもの権利に関する条例」においても、まちづくりのパートナーとして全ての人たちが平等であること、人権の尊重や基本的自由を享有することを基本としています。

このことは、障がいのある、なしに関わらず、本町で生活する住民の当然の権利として保障されるものです。

この「人権の尊重」や「平等」を基本として、お互いに理解を深め、協力し合うまちづくりに努めます。

① 人権教育の啓発

全ての人は法の前に平等であり、人権侵害や差別を受けることなく、安全、安心な生活を送る権利があります。

人権教育をもとに、学校、地域、家庭、職場など様々な場を通じて、障がいのある人やその家族へ配慮し、お互いの人権を尊重しながら理解を深めることが必要です。

今後も人権に関する理解を深めるための啓発を推進し、様々な交流を通じて、人権が尊重される社会の実現を目指します。

2 理解と権利擁護

(1) 相互理解、啓発、広報活動の推進

障がいに対する理解不足は、障がいのある人への誤解や偏見、差別、虐待に繋がったり、障がいのある人が地域における生活に不便を感じる要因となり、自立の妨げとなることがあります。

誰もが暮らしやすい地域にするためには、共に「考えること」「知ること」「関わること」により理解を深めることが大切です。

今後も分かりやすい啓発や広報活動に努めるほか、交流や意見交換する機会を設け、障がい福祉への関心を高めるための運動の推進を図ります。

① 広報等による啓発の推進

広報ないえ、ホームページ、パンフレットなどを活用し、障がいについて広く情報を発信します。

② ガイドブックによる情報の提供

多くの人たちに障がいについて理解を深めてもらい、また、障がいのある人が必要とする障がい関連サービスの情報を提供するため、障がいサービスに関するガイドブック等の活用を推進します。

③ 交流と理解促進

地域住民との交流機会、障がいの体験、施設への見学など、障がいへの関心を高める活動を働きかけます。

障がい者週間（12月3日～9日）や各種イベント等における啓発活動により、市民の理解を深めます。

(2) 権利擁護の取り組み

障がいをも理由とする差別や虐待、不利益な行為、人としての尊厳を侵害する行為は、障がいのある人の自立や社会生活への参加に大きな影響を及ぼします。

障がいのある、なしに関わらず、お互いの個性と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会を目指すため、「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」の理念に基づき、全ての人が尊厳を持って生活できる社会を目指します。

① 権利擁護の啓発

障がいのある人への虐待や差別、不利益な行為を認めない地域社会をつくるため、権利擁護の啓発に努めます。

② 虐待防止の推進

障がいのある人やその家族に対する虐待の防止、早期発見など、迅速な対応、適切な支援が行えるよう、町の担当窓口が障がい者虐待防止センターとして通報、相談対応に努めます。

あわせて、各障がい者施設、警察、民生（児童）委員、「奈井江町障がい者地域自立支援協議会」など関係機関との連携や地域住民等の協力により、虐待対応を図ります。

③ 成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用促進

本人の判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用手続きや生活費の管理を代行する成年後見制度のほか、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用促進に努めます。

④ 障がいのある人に対する「合理的配慮」の推進

障害者差別解消法に基づき、障がいがあることのみを理由に権利、利益を侵害する「社会的障壁」を少しでも取り除くため、行政機関はもとより、民間事業者に対しても「合理的配慮」を行うことを推進します。

3 協働と共生

(1) 安全で安心して暮らしやすい地域づくり

障がいのある人が暮らしやすいまち、誰にとっても暮らしやすいまちです。

障がいのある人が住み慣れた地域において、幼児期から高齢期まで、暮らしやすさを実感しながら、地域社会の一員として自らが望む生活を送るためには、住環境の整備や地域全体で障がいに関する理解を深める必要があります。

全ての人が安全で、安心して日常生活を営むためのバリアフリー化、公共交通機関の確保、生活環境の整備、防災、災害への備え、疾病や障がいの早期発見、適切な治療による障がいの予防や軽減など、健康の維持と自立を支える福祉、保健、医療サービスの充実に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症への対策として、事業所及び障がいのある方の感染予防を図りながら、地域で安心して生活できる体制の整備に努めます。

■ 生活環境の整備

① 公共施設のバリアフリー化の推進

障がいのある人や高齢者が利用しやすくなるよう、道路の段差解消や公共施設のバリアフリー化、トイレのオストメイト設備などユニバーサルデザインによる整備について推進します。

② 住宅のバリアフリー化の普及

住宅の建築や改築時に、バリアフリー化を進めるための相談や居宅生活動作補助用具の給付を引き続き実施し、安全で快適に暮らせる住宅の普及に努めます。

③ 地域移行の推進

施設入所者が円滑に地域移行できるよう、各種住宅への入居の配慮やグループホームの活用を推進します。

④ 防犯・防災体制の構築

災害対策基本法により、市町村において、災害時の避難に特に配慮を要する「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられています。

地域での見守り、声かけ、支え合い活動など、住民同士の繋がりを一層強化し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域ぐるみによる防災、災害体制づくりの構築や関係機関との連携に努めます。

⑤ 福祉避難所の体制整備

災害発生時における障がい者、高齢者等、避難所生活に特別な配慮が必要な人のため、福祉避難所のあり方を検討し、体制の整備に努めます。

⑥ 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業所及び利用者ともに感染予防対策が求められています。感染状況によって、事業所におけるサービス利用や日常の生活が制限されることで、障がいがある人の心身の状況に影響を及ぼすことが懸念されます。

今後も地域における感染状況を把握しながら、柔軟にサービス提供できる体制を構築し、地域で安心して生活できるよう事業所との連携強化に努めます。

また、障がい者の社会参加、交流等を目的とする各種事業について、今後の感染の動向によって事業のあり方を検討します。

⑦ 地域公共交通の確保

町営バス向ヶ丘線、市街地循環線バス、乗り合いタクシーのほか、民間事業者によるバスや鉄道路線の維持に努めています。

現在、町内の交通のあり方を見直し、誰もが利用しやすい移動手段を提供する「多世代共生型交通システム」を構築するため、庁舎内で検討を重ねています。

■ 精神障がい支援の充実

医療機関、保健所、相談事業所や各障がい者施設、「奈井江町障がい者地域自立支援協議会」などの関係機関との情報の共有により連携を強化し、早期発見に努めるとともに、入院、施設入所者が少しでも地域生活へ移行できるよう支援体制の充実を図ります。

また、退院時や地域での相談にあたり、ピアサポーターの活動について情報提供し、適切な支援が受けられるよう努めます。

（２）共生社会の推進

住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会を推進するためには、障がいのある人自身が主体的に社会活動に関わっていくことが必要です。そのためには、町民の理解はもとより、地域、関係機関の協力が不可欠です。

① ボランティア活動の促進

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会との連携により、避難行動要支援者名簿の情報等を共有しながら、地域で支え合うネットワークづくりを促します。

また、在宅、施設など、障がいの特性に応じたボランティア登録、活動の活性化を目指し、生きがいのある生活を送る支援を行います。

② 社会活動への参加

障がいのある人の社会参加や地域との交流は、充実した生活を送るうえで重要です。

社会活動において必要なコミュニケーションを支援するため、日常生活用具給付事業や移動支援事業、意思疎通支援事業などの活用により、積極的な社会参加を促します。

③ 相互協力体制の充実

共生社会の実現に向けて、関係機関、関係事業所、地域住民等から構成する「奈井江町障がい者地域自立支援協議会」等を通して情報交換を行い、関係機関との連携により協力体制の充実に努めます。

④ 地域の協力

障がいに対する理解不足や差別、偏見等を是正するため、日常生活での困りごとや見守り体制など、「奈井江町障がい者地域自立支援協議会」と地域が一体となって社会参加の促進に努めます。

⑤ 福祉教育の充実

共に生きる社会を築くため、認定こども園や学校において、障がいのある人や高齢者との交流や体験、ボランティア活動などの福祉教育を通じて、互いに理解を深められるよう、おもいやりのある豊かな心が育まれる取り組みに努めます。

(3) 情報共有の推進

生活支援のための各種制度については、広報誌への掲載や各種パンフレットの配布、相談窓口での情報提供などを行っています。

今後も障がいの特性、個々の状況に応じて、多様な方式による情報提供や相互の情報共有が必要です。

① 情報共有、提供の充実

町からの配布文書や広報誌、ホームページについて、分かりやすい内容で情報提供できるよう努めます。

また、障がいの理解を深めるため、「奈井江町障がい者地域自立支援協議会」「障がい福祉フォーラム」「ふれあいフェスティバル」などの交流事業などを活用し、相互の意見や要望など情報交換の推進に努めます。

② 情報提供の充実

障がい福祉サービスなど窓口での相談の際に、部署の違いによる窓口移動の負担を軽減するため、他部署との連携により、スムーズに対応できる体制を目指します。

③ サービス情報提供と理解

障がい関連サービスの情報を迅速に提供することが制度の活用につながり、より快適な生活を送る手助けになります。各種の障がい関連サービスの理解が深まるよう情報提供に努めます。

④ 情報のバリアフリー化の推進

視覚、聴覚などの障がいのある人が、地域社会の中で主体的な生活を送るためには、情報のバリアフリー化が必要です。

現在、地域生活支援事業で行っている意思疎通支援事業や日常生活用具給付事業の活用などにより、情報のバリアフリー化に努めます。

(4) 子どもの保育、教育の充実

障がいや困り感のある子供やその家族に対し、最善の利益を考慮しながら、健やかな育ちを支援するため、その特性に配慮した多様な保育、教育の充実が求められています。

障がいや困り感のある子もない子も共に過ごし、集団保育の場において発達を促すことが必要です。

また、乳児期から学齢期において、関係機関の連携により、様々な角度から切れ目のない一貫した効果的な相談、支援を行える体制の構築が必要です。

① 相談・支援体制の充実

子育て世代包括支援センター及び関係機関における障がいの早期発見、早期対応や重度障がい児集団保育、ことばの教室、特別支援教育、養護学校など、一人ひとりの状態に適した対応により、保護者と共に適切な進路の選択や卒業後に必要な支援へ円滑に移行できるよう、総合的な相談、支援体制の充実に努めます。

② 保育・子育て事業の充実

町内には認定こども園があり、状況によって、重度障がい児集団保育も実施しています。また、子育て支援センターでは、フロアを開放して子育て中の親子の交流のほか、子どもの遊びの援助、子育て講座や育児相談など、様々な支援を行っています。

保育事業や各種子育て支援事業の利用により、発達障がい等に気づくこともあり、今後も関係機関との連携による早期発見や低年齢期の特性に対応した発達支援、相談体制の充実により、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

③ 特別支援教育の充実

小中学校では、特別支援教育支援員を配置し、学校生活や学習上での困り感を持つ子どもの教育的ニーズを適切に把握するほか、必要に応じて特別な支援を図るなど、きめ細やかな指導、支援の充実に努めます。

(5) 子どもの保健、医療の充実

① 障がいを持つ子どもへの支援

乳幼児健康診査、各種健康相談を実施し、子育て中の家庭に対する健康教育と心身やことばの遅れ、発達障がいなどの早期発見と適切な支援に努めます。

② 療育支援体制の充実

療育の必要な方について、保護者のニーズを把握しながら、関係機関の協力のもと必要な相談の充実に努めます。

③ 子どもに関わる医療費無料化の継続

重度心身障がい、子ども医療、ひとり親家庭医療給付事業について、乳児から高校生までの医療費の無料化を引き続き実施します。

4 自立と参加

(1) 雇用、就労支援

雇用と就労は、自立や社会参加のために大変重要です。

障がいの特性に応じた力を発揮し、社会に貢献できる雇用環境を整備するため、企業への障がい者雇用の啓発や助成、支援など、様々な施策を活用しながら雇用を促進する必要があります。

① 雇用の確保・促進

障がいへの理解を深めるため、事業主や従業員への理解、職場環境整備の周知に努めます。

また、ハローワークや商工会、サービス事業所等との連携により情報の共有を図り、障がいのある人の雇用促進に努めます。

② 就労支援の促進

障がいのある人のニーズを把握し、適正に応じた就労の場の確保や就労意欲を高めるため、「空知障がい者就業・生活支援センター」など関係機関との連携に努めます。

③ 障がい者短期就労パワーアップ事業の普及、啓発

障がいのある人の雇用促進を図ることを目的に、町内に住所を有する障がいのある人を雇用した事業主に対し、賃金の一部や研修費用などを助成する「奈井江町障がい者短期就労パワーアップ事業」の普及、啓発を図ります。

④ 販路拡大支援、施設活用の推進

障がい者施設で生産、製作された製品等の活用、イベントや公共施設でのPR、販売を積極的に行い、販路開拓や拡大を目指します。あわせて、町として障がい者就労施設からの物品及び役務の調達目標を掲げ、特産品の購入、役務提供の依頼に努めます。

また、障がいのある人を雇用する事業所を活用するなど、地域社会の一員として自立に向けた支援に努めます。

⑤ 奈井江町障がい者施設特産品等応援事業の推進

利用者の工賃向上を目的として、障がい者施設で生産、製作された特産品などの販売及び販路拡大のためのPRに対する助成を行う「奈井江町障がい者施設特産品等応援事業」を推進します。

⑥ 生活困窮者自立支援事業の推進

障がいを持つことで、就職や仕事探し、生活面や健康面など様々な悩みや不安を抱えている方に対して、空知管内の相談窓口である「そらち生活サポートセンター」と連携し、障がいのある人の就労支援を行い、自立支援を援助します。

(2) 障がい福祉サービスの推進

■ 相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族が社会で生活するためには、日常生活における様々な悩みを気軽に相談できる機関が重要な役割を果たします。

相談支援体制の充実を図ることにより、自立を支え、日常の不安や疑問を取り除き、安心して生活できるまちづくりに努めます。

① 支援体制の充実

町の福祉担当や関係部署の窓口をはじめ、「障がい者地域生活支援センター」や身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、また、北海道から「広域相談支援体制整備事業」の委託を受けている「地域生活支援センターあ〜ち」と連携しながら、相談支援事業の充実に努めます。

また、今後、障がいのある人の重度化や高齢化、保護者の高齢化等による「親なき後」を見据え、緊急時の相談や対応を図る「地域生活支援拠点」について、令和3年4月に砂川市を中心とする近隣市町とともに広域的に整備しました。

■ 各種サービスの充実

障がいの程度、種類、生活のニーズに応じて必要なサービスを受けられるように、各種サービスの充実に努めます。

① 訪問系サービスの推進

重度障がい者等包括支援を除き、一定のサービス基盤は整備されています。居宅介護のサービスは、主に町内の事業所により提供されており、今後もニーズに沿った支援に努めます。

② 日中活動系サービスの推進

町内でサービス提供する事業所は、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、B型、短期入所が整備されています。

③ 居宅系サービスの推進

現在、町内に知的障がい者向けのグループホームが複数整備されています。

今後もグループホームのほか、公営住宅等の受け入れ体制を整え、安心して地域で生活するための居住の場が確保されるよう努めます。

④ 障がい児向けサービスの推進

障がい児を対象としたサービスである放課後デイサービス事業所及び児童発達支援事業所について、町内及び近隣市に開設されており、今後もニーズに沿って適切に利用できるよう努めます。

医療的ケアが必要な障がい児については、関係機関における情報交換を深めながら、支援の方法を検討します。

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業の体制整備については、広域利用を含めた対応を検討します。

⑤ 地域生活支援事業の実施

障がいのある人が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、地域活動支援事業を実施しており、今後も制度の積極的な利用促進を図ります。

⑥ 介護保険サービスとの併用

高齢期を迎える障がいのある人に対して、地域包括支援センターと連携し、情報を共有しながら、障がい福祉サービスをスムーズに提供できるよう努めます。

（３）参加と交流機会の充実

■ 「参加」の促進

障がいがあっても、地域で生きがいをもって生活できるように町民の理解と関心を高め、相互理解や交流を推進する必要があります。

社会参加の一層の促進を図るため、障がい者団体への支援や加入促進、スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動等への参加促進に努めます。

また、各種イベントの開催には、北翔大学の学生にボランティアとして協力いただき、若い世代の理解促進を図っています。

① 各種会議への参加

「奈井江町障がい者地域自立支援協議会」など各種会議において、関係機関の職員や障がいのある人の家族が参加するなど、今後も各種会議への参加促進に努めます。

② 文化・スポーツ・レクリエーションの普及

障がいのある人が、心身ともにゆとりと健康を保ち、生き生きとした生活を送るため、各種文化・スポーツ団体への加入促進とともに、誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。

③ 障がい者団体の支援

障がい者団体への支援として、新規の障がい者手帳交付者への団体加入促進のためのPRやレクリエーション、行事等への参加を推進します。

■ 「交流」の促進

障がいのある人となない人が交流し、ノーマライゼーションの普及を図ることは、誤解や偏見、差別を無くする意味でも意義のあることです。

各種障がい者施設のイベント等へ参加することにより、障がいへの理解をより深めることにつながります。

① ふれあいフェスティバルの開催

障がいのある人となない人が、レクリエーションなどを通じて交流を図ることを目的に開催しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、近年は中止が続いていますが、この事業は、町内の福祉団体やボランティア団体による実行委員会により開催されており、障がい者だけではなく、小学生等の参加もあることから、ノーマライゼーションの意識の浸透に繋がっています。

② 障がい福祉フォーラムの開催

障がいのある人となない人が、お互いの人権を尊重し、障がいのある人の自立と社会参加を支援しながら、住み慣れた地域で分け隔てなく安心して暮らすまちづくりを共に考えるイベントとして開催しています。

③ 入浴券配布

町内の公衆浴場で使用できる入浴券を配布することにより、外出の機会を増やし、地域の人とのコミュニケーションや社会参加の促進に努めます。町内の公衆浴場の今後の動向によって、入浴券の配布のあり方を検討します。

④ 各施設イベントへの参加

町内の各障がい者施設のイベントには、地域住民、ボランティアが多く参加しており、町民と障がいのある人が楽しみながら交流できる場となっています。

今後も障がいへの理解、交流が進むようイベントへの参加を支援します。

第4章 障がい福祉計画

第1節 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨と目的

(1) 計画策定の趣旨

本町には、様々な障がいを抱えている方が暮らしています。

近年、身体障がいについては、高齢化の進行や障がい程度の重度化がみられ、また、精神障がいについては、複雑な社会背景に伴う心因的なストレスなどにより、徐々にではありますが増加の傾向が見られます。

町内には、社会福祉法人が運営する施設が複数あり、地域に開かれた運営がなされているため、障がいについて、町民の理解は深まりつつあります。

また、障害者総合支援法の施行により、「障がい者」の範囲に難病等が追加され、障がい者に対する支援の拡充やサービス基盤の整備など取り組みが大きく変化してきました。

このような状況から、障がいのある人もない人も共に安心して暮らすことができるまちづくりが重要と考え、このことが「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」を制定するきっかけとなりました。

本計画では、これら町内の現状を捉え、第6期計画の進捗状況等を分析したうえで、障害者総合支援法に定めるサービス等の必要量を的確に見込むとともに、障がいに対するサービス、安心して暮らせるまちづくりに繋げるために、「第7期奈井江町障がい福祉計画」を策定するものです。

(2) 計画の目的

本計画は、障害者総合支援法に定める障がい福祉サービス等の必要量を見込むことにより、提供体制の整備、充実を促進するとともに、障がいのある人の自立と参加を進めるため、数値目標を具体的に規定するものです。

2 計画の位置付けと法的根拠

(1) 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、国及び北海道が作成する計画との調和を図りつつ、本町のまちづくりの指針でもある「奈井江町まちづくり計画」及び本計画の上位に位置付けている「奈井江町地域福祉計画」との整合性を図り、障がい福祉サービスの必要量とその確保に関する3年間の実施計画として位置付けて策定するものです。

(2) 計画の期間

本計画は第6期計画の実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定します。

なお、計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2節 障がいサービス提供体制の現状と実績

1 計画の達成状況

前回計画における障がい福祉サービスと地域生活支援事業の種類ごとの計画及び実績は、次のとおりです。

① 居住系サービス

サービス体系	単位	計 画			実 績	
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度
自 立 生 活 援 助	人/年	0	0	0	1	1
共 同 生 活 援 助	人/年	23	28	30	23	23
施 設 入 所 支 援	人/年	23	23	22	22	19
合 計	人/年	46	51	52	46	43

施設入所支援は、計画をやや下回り、共同生活援助は横ばいで推移しています。今後も地域で生活する障がい者が増加することが考えられます。

② 日中活動系サービス

サービス体系	単位	計 画			実 績	
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度
生 活 介 護	人/月	32	32	32	31	29
	人日/月	736	736	736	640	595
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	0	1	1
	人日/月	0	0	0	3	8
就 労 移 行 支 援	人/月	2	2	2	3	2
	人日/月	46	46	46	45	16
就労継続支援 A 型	人/月	6	6	6	5	5
	人日/月	138	138	138	78	86
就労継続支援 B 型	人/月	31	31	31	30	33
	人日/月	713	713	713	534	581
療 養 介 護	人/月	4	4	4	4	4
	人日/月	124	124	124	122	122
短 期 入 所	人/月	7	7	7	2	4
	人日/月	105	105	105	21	35

生活介護や就労継続支援（A型、B型）、短期入所など施設等を利用するサービスは、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたこともあり、全体的に計画を下回っています。今後の感染状況によって、利用が回復することが見込まれます。

③ 訪問系サービス

サービス体系	単位	計 画			実 績	
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度
居 宅 介 護	人/月	35	35	35	17	15
	時間/月	630	630	630	119	89
重 度 訪 問 介 護	人/月	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0
同 行 援 護	人/月	2	2	2	2	2
	時間/月	60	60	60	17	20
行 動 援 護	人/月	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0
重 度 障 が い 者 等 包 括 支 援	人/月	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0

居宅介護は、新型コロナウイルスの影響等により実績が少ない状況ですが、徐々に利用が戻りつつあります。今後も需要に対応できるサービス提供体制の確保が課題となります。

④ 相談支援

サービス体系	単位	計 画			実 績	
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度
計 画 相 談 支 援 (サービス利用支援・継続サービス利用支援)	人/年	76	77	78	85	80
地 域 移 行 支 援	人/月	0	0	0	0	0
地 域 定 着 支 援	人/月	0	0	0	0	0

計画相談支援は、計画をやや上回って推移しており、サービスの多様性や障がい者が抱える課題の重度化により、今後、計画相談件数の増加が見込まれます。

地域移行支援、地域定着支援は、今後の状況によって支援の充実を図ります。

⑤ 障がい児支援

サービス体系	単位	計 画			実 績	
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度
児 童 発 達 支 援 (児童発達支援センター以外)	人/月	6	5	5	5	8
	人日/月	60	50	50	24	34
児 童 発 達 支 援 (児童発達支援センター)	人/月	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援 (児童発達支援センター以外)	人/月	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援 (児童発達支援センター)	人/月	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	12	13	14	16	11
	人日/月	276	299	322	117	142
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	人/月	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0
福祉型障がい児 入 所 施 設	人/月	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
医療型障がい児 入 所 施 設	人/月	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	7	7	7	2	3

全体的に利用日数が計画を下回っています。近年は、近隣の事業所を含め、利用者が増加傾向にあります。

⑥ 地域生活支援事業

サービス体系	単位	計 画			実 績	
		3年度	4年度	5年度	3年度	4年度
相 談 支 援 事 業	箇所	1	1	1	1	1
成 年 後 見 制 度 利 用 支 援 事 業	有無	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	人/月	0	0	0	0	0
日 常 生 活 用 具 給 付 等 事 業	件/年	153	153	153	141	154
介護・訓練支援用具	件	1	1	1	0	0
自立生活支援用具	件	1	1	1	0	0
在宅療養等支援用具	件	1	1	1	1	0
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2	1	3
排泄管理支援用具	件	148	148	148	140	151
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件	0	0	0	0	0
移 動 支 援 事 業	人/年 時間/月	26 780	26 780	29 780	16 849	15 778
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	箇所 人/月	1 24	1 24	1 24	1 24	1 24
日 中 一 時 支 援 事 業	人/月 時間/月	1 2	1 2	1 2	0 0	1 1

日常生活用具給付等事業の需要は、年々高まりつつあります。

地域活動支援センターは、町外の1ヶ所を拠点として、様々な日中活動の場を求める障がい者への支援を図っています。

2 主なサービス提供基盤の整備状況

① 日中活動系サービス

単位：カ所（令和4年度末現在）

区	分	町内事業者数（施設数）
生活介護	身体障がい者	1（1）
	知的障がい者	2（2）
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者	0（0）
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者	0（0）
	精神障がい者	0（0）
就労移行支援	身体障がい者	0（0）
	知的障がい者	1（1）
	精神障がい者	0（0）
就労継続支援 A 型	身体障がい者	0（0）
	知的障がい者	1（1）
	精神障がい者	0（0）
就労継続支援 B 型	身体障がい者	0（0）
	知的障がい者	2（2）
	精神障がい者	0（0）
療養介護	身体障がい者	0（0）
	知的障がい者	0（0）
	精神障がい者	0（0）
	障がい児	0（0）
短期入所	身体障がい者	0（0）
	知的障がい者	3（3）
	精神障がい者	1（1）
	障がい児	0（0）
放課後等デイサービス	障がい児	1（1）
児童発達支援センター	障がい児	1（1）

近隣市町の事業所も含め利用があり、利用形態は多様化し、利用者数も増加傾向にあります。

② 訪問系サービス

単位：カ所

区 分		町内事業者数（施設数）
居 宅 介 護	身 体 障 が い 者	2（2）
	知 的 障 が い 者	2（2）
	精 神 障 が い 者	2（2）
	障 が い 児	2（2）
重 度 訪 問 介 護	身 体 障 が い 者	0（0）
行 動 援 護	知 的 障 が い 者	1（1）
	障 が い 児	0（0）
同 行 援 護	視 覚 障 が い 者	1（1）
重 度 障 が い 者 等 包 括 支 援	身 体 障 が い 者	0（0）
	知 的 障 が い 者	0（0）

同行援護サービス、重度障がい者等包括支援は、近隣を含めてサービスを提供する事業所がないことから、今後のニーズによって、体制整備が必要となります。

③ 居住系サービス

単位：カ所

区 分		町内事業者数（施設数）
共 同 生 活 援 助	知 的 障 が い 者	3（8）
	精 神 障 が い 者	0（0）
施 設 入 所 支 援	身 体 障 が い 者	1（1）
	知 的 障 が い 者	1（1）

共同生活援助では、知的障がい者のグループホームが複数整備されています。

施設入所支援については、町内に身体障がい者と知的障がい者の入所施設が1ヶ所ずつ整備されています。

第3節 第7期計画推進のための基本的事項

1 計画の基本理念

(1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

障がいのある人もない人も、共に平等であり、お互いの人権を尊重しながら、対等なパートナーとして、共に暮らすまちづくりを目指します。

障がいの種別、程度に関わらず、自分で住みたい場所を選び、必要な障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と参加を実現することができるよう、障がい福祉サービスの提供体制の確保に努めます。

(2) 障がいに係る制度の一元化のもとでの総合的なサービス提供の推進

身体障がい、知的障がい及び精神障がいの種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことを踏まえ、障がい福祉サービスの実施主体として、道の支援や近隣市町との連携を図りながら障がい福祉サービスの充実に努めます。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援のため、地域生活への移行や就労支援など、サービス提供体制を整えるとともに、地域全体で支えるシステムの構築に努めます。

2 計画推進の基本方針

(1) 障がい福祉サービスに関する基本的考え方

障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むためには、相談支援体制の充実とともに、地域住民の理解や協力が重要です。

障がい福祉サービスの提供体制を確保するため、本計画の基本理念及び「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備に努めます。

① サービス提供基盤の整備

家庭や日中活動の様々な場面において、障がいのある人のニーズを適切に把握し、障がいの状況に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、新規事業者の勧誘や既存事業者に対する情報提供に努めます。

② 障がいのある人の就労の促進

経済的に自立できる収入が確保されるよう、障がい者施設での就労の充実や「障がい者短期就労パワーアップ事業」の普及啓発等を図りながら、企業や福祉施設などの関係機関と連携した一般就労への支援体制の確立に努めます。

また、障がいのある人を雇用する事業所等を活用するための支援に努めます。

③ 居住支援体制の整備

地域で安心して生活できる住居を確保できるよう、障がいの程度に対応したグループホームが一定程度整備されています。

あわせて、障がいのある人が安心して地域で暮らすことができるよう、関係機関等と連携した居住体制の整備に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

地域において自立した日常生活を送るためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の充実が必要です。

相談支援事業を効果的に実施するため、中立、公正な立場である「奈井江町障がい者地域自立支援協議会」との連携や関係機関によるネットワークを構築し、相談支援体制の充実に努めます。

(3) 権利擁護の推進

障がいを理由として差別すること、その他の権利利益を侵害する行為は、権利擁護を推進するうえでも認めてはなりません。

障害者虐待防止法に基づき、虐待防止のための体制を整備するとともに、判断能力が十分でない障がい者等に対し、成年後見制度の周知や活用を促進し、成年後見制度利用支援事業の取り組みを推進します。

3 令和8年度の数値目標

本計画の策定にあたり、国及び道から示されている地域生活への移行や就労支援など新たな課題に対応する計画となるよう、令和8年度を目標年度として、次に掲げる事項について数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者について、第1期計画策定（平成17年）時点では27人でしたが、令和4年度末では19人となっています。

施設入所者は、令和8年度までに5.0%にあたる1人の減を目標に、グループホーム等を含めた地域生活への移行を目指します。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

本町における精神障がい者のグループホーム、精神障がい者福祉ホームは、現在整備されていません。

今後もグループホーム、住環境の整備等により受け入れ体制を整え、近隣市町との連携を図りながら、地域で安心して生活するための居住の場が確保されるよう努めます。

(3) 福祉的就労から一般就労への移行

社会資源不足や厳しい雇用情勢を鑑み、一般就労に繋がることは難しい状況ですが、一人でも多く、一般就労に移行することを目指します。

第4節 サービスの見込量

令和6年度から令和8年度までにおける障がい福祉サービスと地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

1 指定障がい福祉サービスと指定相談支援のサービス量の見込み

(1) 居住系サービス

サービス体系	単位	6年度	7年度	8年度
自立生活援助	人/年	0	0	0
共同生活援助	人/年	26	27	28
施設入所支援	人/年	18	18	17
全体	人/年	44	45	45

施設入所支援は、令和8年度までに5.0%にあたる1人の減を目指します。

施設入所者の地域移行や地域の障がい者を支えるため、知的障がい者のグループホームが複数整備されています。

今後も安心して生活するための居住の場が確保されるよう努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス体系	単位	6年度	7年度	8年度
生活介護	人/月	32	32	32
	人日/月	736	736	736
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	2	2	2
	人日/月	46	46	46
就労移行支援	人/月	3	3	3
	人日/月	69	69	69
就労定着支援	人/月	1	1	1
	人日/月	5	5	5
就労継続支援A型	人/月	6	6	6
	人日/月	138	138	138
就労継続支援B型	人/月	37	38	39
	人日/月	851	874	897
療養介護	人/月	4	4	4
	人日/月	124	124	124
短期入所	人/月	7	7	7
	人日/月	105	105	105

障がいのある人の就労を積極的に進める観点から、障がいに関する理解の啓発、障がい者施設特産品等応援事業の活用による生産品・製造品の販路拡大など、事業所や関係機関等と連携し、就労支援体制の構築に努めます。

18歳以上で障がい児施設に入所している方は、障害者総合支援法による障がい者施策として対応しています。

就労定着支援は、実績に基づいて、今回の計画から位置づけています。

(3) 訪問系サービス

サービス体系	単位	6年度	7年度	8年度
居 宅 介 護	人/月	35	35	35
	時間/月	630	630	630
重 度 訪 問 介 護	人/月	1	1	1
	時間/月	5	5	5
同 行 援 護	人/月	2	2	2
	時間/月	60	60	60
行 動 援 護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

訪問系サービスは、家族の役割を補完したり、負担を軽減する役割を担っており、多様な暮らし方を保障するためにも重要なサービスです。

今後も施設入所や入院している方の地域生活への移行に伴い、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

重度視覚障がい者に対する同行援護サービスについては、近隣を含めてサービスを提供する事業所がないことから、今後のニーズによって、体制整備が必要となります。

(4) 相談支援

サービス体系	単位	6年度	7年度	8年度
計 画 相 談 支 援 (サービス利用支援・継続サービス利用支援)	人/年	83	84	85
地 域 移 行 支 援	人/月	0	0	0
地 域 定 着 支 援	人/月	0	0	0

計画相談支援は、相談支援事業所と連携を図りながら、効率的な事業実施に努めます。

なお、計画相談支援について、今計画から1年あたりの人数に改めて標記しています。

(5) 障がい児支援

サービス体系	単位	6年度	7年度	8年度
児 童 発 達 支 援 (児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 以 外)	人/月 人日/月	10 59	9 52	10 60
児 童 発 達 支 援 (児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー)	人/月 人日/月	0 0	0 0	0 0
医 療 型 児 童 発 達 支 援 (児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 以 外)	人/月 人日/月	0 0	0 0	0 0
医 療 型 児 童 発 達 支 援 (児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー)	人/月 人日/月	0 0	0 0	0 0
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	人/月 人日/月	17 391	21 483	18 414
保 育 所 等 訪 問 支 援	人/月 人日/月	0 0	0 0	0 0
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	人/月 人日/月	0 0	0 0	0 0
福 祉 型 障 が い 児 入 所 施 設	人/月	0 0	0 0	0 0
医 療 型 障 が い 児 入 所 施 設	人/月	0 0	0 0	0 0
障 が い 児 相 談 支 援	人/年	22	28	31

18歳以上の障がい児施設に入所している人は、障害者総合支援法により対応しています。

近隣市町を含めても提供できないサービスがあり、今後も新たな事業所の参入を促しながら、日中活動の場の整備に努めます。

なお、障がい児相談支援について、今計画から1年あたりの人数に改めて標記しています。

2 地域生活支援事業のサービス量の見込み

(1) 地域生活支援事業の種類ごとの見込量

サービス体系	単位	6年度	7年度	8年度
相談支援事業	箇所	1	1	1
成年後見制度 利用支援事業	有無	有	有	有
意思疎通支援事業	人/月	0	0	0
日常生活用具給付等事業	件/年	155	155	155
介護・訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2
排泄管理支援用具	件	150	150	150
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件	0	0	0
移動支援事業	人/年 時間/月	15 778	15 778	15 778
地域活動支援 センター	箇所 人/月	1 24	1 24	1 24
日中一時支援事業	人/月 時間/月	2 4	2 4	2 4

地域生活支援事業の実施にあたっては、障がい程度区分、心身の障がいの状態、介護者の状況などを総合的に勘案し、障がいのある人が必要とするサービスのほか、地域生活において必要なサービスが受けられるよう配慮していきます。

第5節 サービス見込量の確保の方策

1 指定障がい福祉サービスと指定相談支援のサービス見込量の確保

(1) 事業者への情報提供等

日中活動系サービスについて、指定障がい福祉サービスや指定特定相談支援、指定一般相談支援、障がい児相談支援事業者の意向を適切に把握するとともに、広く情報を提供することで、多様な事業者の参入を促進します。

特に、就労移行支援事業、就労継続支援事業A型、B型等の利用により、障がい者福祉施設から一般就労への移行を進めながら、就労の場の掘り起こしや福祉、労働、教育等の関係機関のネットワーク強化に努めます。

(2) 安心して暮せる場の促進

居住系サービスについて、町内イベントや啓発活動を通じて地域における障がいの理解の促進を図るとともに、住環境の整備等により、地域移行の促進を目指します。

(3) 精神障がい者施策の充実

精神障がい者については、近隣も含め、十分に生活支援が整備されていない状況にあり、今後、近隣市町の意向を確認しながら、支援体制を整備することが求められています。

また、精神障がい者の地域生活を支援するため、専門性の高い相談は、道から助言や必要な情報提供を受け、医療機関、基幹相談支援事業所、指定相談支援事業所等との連携を図ります。さらに、退院時や地域での相談にあたり、ピアサポーターの活動について情報提供し、適切な支援が受けられるよう努めます。

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）については、精神障がいのある方が地域で自立した生活ができるよう支援体制の充実に努めます。

(4) 相談支援体制の整備

地域における生活をより効果的に支援するため、町と相談支援事業者が連携し、重層的な相談支援体制の充実に努めます。

2 地域生活支援事業のサービス見込量の確保

(1) 地域生活支援事業の推進

障がいのある人も自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業と障がい福祉サービスは、両輪となって自立と社会参加を支援するものであり、今後も様々なニーズを踏まえ、必要なサービスの検討を進めます。

(2) 相談支援事業の充実

相談支援事業者、町内事業所からの情報提供等や地域からの様々な相談に応じるとともに、広域相談支援体制整備事業（空知圏域）受託事業所との連携を図りながら、課題の解決や障がい福祉サービスの利用に繋げるなど、地域での生活を支援します。

今後も地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援の充実に努めます。

(3) 地域生活支援拠点の運営

障がい者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるための「地域生活支援拠点」について、令和3年4月に砂川市を中心とした近隣市町とともに広域的に整備しました。

今後も町内事業者が有する機能や圏域の資源を有機的に活用しながら、障がい者が安心して生活できる体制づくりに努めます。

(4) 地域自立支援協議会の運営

「奈井江町障がい者地域自立支援協議会」は、障がい者が地域で生活するための体制を構築する中核的な役割を果たしており、今後も「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」を推進しながら、共に暮らしやすいまちづくりを進めます。

第6節 計画の推進

1 理解と協働による計画の推進

本町は、障がいのある人もない人も、相互に障がいへの理解を深め、対等なパートナーとして役割を果たし、共に安心して暮らしやすいまちづくりを目指しています。

この計画を推進するためには、行政機関だけでなく、障がい福祉関係機関、地域住民等がそれぞれの役割を担い、連携を図ることが必要です。

計画の基本的な考え方、主要施策等については、町民や関係者等が幅広く理解し共通の認識のもとで推進できるよう、普及啓発に努めます。

2 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、各年度における障がい福祉サービスの利用状況、地域生活への移行や一般就労への移行など、計画の進捗状況について点検、評価し、その結果をサービスの実施に反映させます。

奈井江町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈井江町障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 奈井江町障害者地域生活支援事業実施要綱（平成18年訓令第10号）第2章に規定する相談支援事業に係る協議又は調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発、改善に関すること。
- (4) 障がい者福祉計画の策定に関すること。
- (5) その他障がい者福祉施策に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は次の各号に掲げる施設、事業所、関係機関等をもって構成する。

- (1) 障がい者及び障がい児に関連する施設、事業所
- (2) 福祉、保健、教育等の関係機関
- (3) その他町長が必要と認めた者

2 委員は、町長が任命する。

3 委員の任期は、2年間とする。

4 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又委員長が欠けたときは委員長の職務を代理する。

5 協議会は、町長が招集し、会議の議長は委員長が当たるものとする。

(ケース検討会議)

第5条 協議会にケース検討会議を置く。

2 ケース検討会議は、関係機関の実務担当者により、個別事例について情報交換、支援方策の検討及び支援の実施を行う。

(守秘義務)

第6条 協議会において知り得た個人情報、他に漏らしてはならない。

(処務)

第7条 協議会の処務は、奈井江町保健福祉課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和元年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

<用語説明（アイウエオ順）>

<あ～お>

○一般就労

一般の企業等に就労し、労働対価として賃金などを受取る就労形態。

○意思疎通支援事業

聴覚障がい者及び言語機能障がい者に対し、意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行うサービス。

○移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援するサービス。

○NPO法人（特定非営利活動法人）

営利を目的としない法人。法人格を持たず、社会貢献のための活発な活動を行うボランティア団体等が取得し活躍している。

<か～こ>

○介護給付

障がい程度が一定以上の方に対して、生活上又は療養上必要な介護を行うサービス。
（療養介護、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援）

○居宅介護

ホームヘルパーが障がい者（児）の家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる援助サービス。

○共同生活援助（グループホーム）

知的、精神障がい者が地域で生活できるように、共同生活をしながら日常生活に対する援助を行うサービス。

○訓練等給付

身体的又は社会的なリハビリテーション及び就労につながる支援を行うサービス。（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）

○計画相談支援

・サービス利用支援

障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かく支援するため、障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者にサービス利用計画を作成する。

・継続サービス利用支援

一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。

○更生施設（身体障がい者）

医学的治療、生活・職業訓練が必要な方や在宅での自立した生活が困難な方が入所し、リハビリテーションを提供する施設。

○更生施設（知的障がい者）

日常生活訓練が必要だったり、重度の障がいのため介助を必要とする方に対し、必要な訓練等を行う施設。

○行動援護

行動の際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動の支援。行動上、著しい困難のある障がい者（児）へ支援を行うサービス。

○合理的配慮

「社会的障壁」を取り除くため、状況に応じて行われる配慮。

＜さ～そ＞

○サービス利用計画

障がい福祉サービスの利用を希望する方又は支給決定を受けた方が、適切にサービスを利用することができるよう、心身の状況、その置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案して作成される計画。

○身体障害者手帳

身体機能（目や耳、手足、心臓、じん臓など）に一定程度の障がいがあることが認められる方に交付される。

○施設入所支援

施設入所者に対して提供される介護サービス。夜間も含め提供される。

○社会的障壁

障がいのある人が暮らしにくく、生活しづらくする社会にあるものすべて。

車いす利用者・・・段差

視力障がい者・・・文字

聴覚障がい者・・・音声

などが例とされる。

○自立訓練（機能訓練）

地域生活を営むうえで、機能面で一定の支援が必要な身体障がい者に身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援などを行うサービス。

○自立訓練（生活訓練）

地域生活を営むうえで、生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者、精神障がい者に対し、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援などを行うサービス。

○社会資源

利用者がニーズの充足、問題解決するために活用される各種制度、施設、機関、設備、資金、物質、法律、情報、集団、個人の有する知識や技術等の総称。

制 度・・・障害者手帳、障害年金

施 設・・・入所施設や各事業所、グループホーム、地域活動支援センター

公的機関・・・役場、保健所、病院

人的資源・・・ピアサポート、家族会、ソーシャルワーカー

などが例とされる。

○就労移行支援

一般就労などの希望があり、知識、能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適正な職場への就労などが見込まれる方（65歳未満）に対し、事業所内や企業における作業、実習、職場探しなど、就労後の職場定着のための支援等を行うサービス。

○就労継続支援（A型）

就労機会の提供を通じ、雇用契約に基づく就労が可能な方（65歳未満）に雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労移行に向けて支援を行うサービス。

○就労継続支援（B型）

就労の機会を通じ、知識及び能力の向上、維持が期待される方に就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方には、一般就労などへの移行に向けて支援を行うサービス。

○重度訪問介護

重度の肢体不自由者（18歳以上）で、居宅における介護や外出時の移動支援等を行う総合的なサービス。

○重度障がい者等包括支援

常に介護を必要とする重度の障がい者で、心身の状態、介護者の状況、居住の状況等を総合的に勘案して設定された標準的な個別支援計画に基づいて、必要な障がい福祉サービスを包括的に組み合わせて長時間に渡って支援を行うサービス。

○障がい福祉サービス

障害者総合支援法により、複雑に組み合わさっていた従来の福祉サービスがひとつになり、総合的に障がい者の地域生活での自立を支援するサービス。

○自立支援医療（精神通院）

精神疾患を理由に医療機関に継続的に通院する方に対して、医療費の自己負担分の公費負担を行う制度。

○精神障害者保健福祉手帳

精神疾患（統合失調症、うつ病など）により、一定程度の障がいが認められる方に交付される。

○生活介護

安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者に食事や入浴などの介護や日常生活上の支援、生産活動の機会などを提供する。

○成年後見制度

判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい等）の日常生活を法的に保護する制度。

○空知圏域障害者総合相談センター

相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導、調整等の広域的支援を行う。

<た〜と>

○短期入所（ショートステイ）

障がい者（児）の介護者が病気や冠婚葬祭、急な外出などの理由により一時的に介護できなくなった場合、障がい者（児）を一時的に施設に預けることができるサービス。

○地域移行

施設においての長期の入所が常態化している入所者が、グループホーム、一般住宅等での生活へ移行すること。

○地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉のシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する。

○地域生活支援事業

地域での生活を支える様々な事業を地域の実情に応じて都道府県、市町村がそれぞれ実施する事業。（奈井江町：相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業など）

○地域生活支援センター

地域で生活する障がい者の支援や日常的な相談への対応、地域交流を通して、自立や社会参加の促進を目的とする施設。

○地域活動支援センター

障がい者（児）の地域の実情等に応じた創作活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進及び日中における活動の場を確保するサービス。

○デイサービス（通所介護）

障がい者（児）が施設に通所し、入浴、食事、日常動作訓練などを受けることができるサービス。

○同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護を行うサービス。

<な～の>

○日中活動系サービスと居住系サービス

障害者総合支援法におけるサービス。障がい者のサービスを日中活動の場と居住の場に分け、個々に適したサービスを組み合わせて利用する。

○日常生活用具給付等事業

重度の障がい者（児）に対し、自立生活を支援する日常生活用具の給付又は貸与を行うサービス。

○日中一時支援事業

障がい者（児）の日中活動の場を確保するとともに、介護者が病気や冠婚葬祭、急な外出などの理由により一時的に介護できなくなった場合、活動の場を提供し、社会適応に必要な日常的訓練等を行うサービス。

○ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送ることができるよう条件を整え、共に生きる社会こそがノーマルな社会であるとの考え方。本来は、知的障がい者の人権擁護に端を発した考え方だったが、北欧から全世界に波及し、障がい者福祉の重要な理念となり、近年は社会福祉の基本理念として拡大している。

＜は～ほ＞

○発達障がい

人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障がいされた状態。基本的には脳の機能的な問題が原因で起こる。

○バリアフリー

障がいがあっても地域の中で普通に暮らせる社会をつくるため、身体的な障壁（バリアー）や精神的な障壁を除去しようという考え方。

道路、住宅などにおいて、障がい者や高齢者、妊婦等に配慮した誰もが使いやすい設計。

○ピアサポート

「同じような立場の人によるサポート」の意味で、例として、精神障がいを持っている方が、同じ精神障がいを持っている方に対して自らの経験を活かしてサポートを行うこと。

そのサポートを行う役割の方を「ピアサポーター」と称する。

○福祉的就労

作業所や授産施設などの工賃を支給するが、作業訓練等に重点を置いた就労形態。

○福祉ホーム

住居を求めている障がい者が、低額な料金で、居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設。

○訪問系サービス

障がい者の家庭に訪問して支援するサービス。

○補装具

身体障がい者が失われた身体機能を補完又は代償するために利用される用具。

<ら〜り>

○療育手帳

知的な面での発達に一定程度の障がい認められる方に交付される。

○療養介護

医療行為が必要な重度障がい者（筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者など）に提供するサービス。医療機関等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助など。

奈井江町障がい者福祉計画：第５期計画

障がい者基本計画：第６期計画

障がい福祉計画：第７期計画

障がい児福祉計画：第３期計画

令和６年３月

発行者 奈井江町

編集 奈井江町役場 保健福祉課 福祉係
〒079-0392

空知郡奈井江町字奈井江 11 番地

電話 0125-65-2119

FAX 0125-65-2809

e-mail fukushi@town.naie.lg.jp

ずどーん

日本一の直線道路のまち
奈井江町

